

令和3年度 愛媛県奨学生〔在学採用〕募集要項

令和3年5月 愛媛県教育委員会

1 概要

愛媛県奨学生は、愛媛県奨学資金貸与条例に基づく貸与型の奨学金制度です。

優秀な学生又は生徒であって経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的としています。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。）に在学する者を対象とし、奨学生となった者は、毎月、県から奨学金の貸与を受けることができます。奨学金は無利息ですが、貸与終了後に全額を返還する必要があります。

在学採用は、現に高等学校等に在学する生徒等を対象として採用希望者を募集し、奨学生として採用するものです。

2 用語について

この募集要項における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 出願者……奨学生となることを希望する者
- (2) 保護者……出願者の親権者又は未成年後見人（出願者が成人である場合は、親権者又は未成年後見人であった者）
- (3) 家計支持者……父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者。原則として父と母（ひとり親の場合は、その1人）ですが、父母がない場合又は父母ともに別居・別生計の場合であって、父母以外の者（祖父と祖母等）が家計を支えている場合は、その者とします。

3 出願資格

出願者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程（修業年限が2年以上の課程で、教育委員会が認めるものに限ります。）に在学していること。
- (2) 保護者が愛媛県内に居住していること。
- (3) 学費の支弁が困難であること。
- (4) 次の学資金の貸与等を受けていないこと。
 - ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち修学資金
 - イ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金
 - ウ 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
 - エ 特別支援教育就学奨励費のうち支弁区分が第Ⅰ区分又は第Ⅱ区分であるもの
- (5) 保護者が出願に同意し、採用後に連帯保証人となることができること。（貸与終了後において、返還計画どおり奨学金が返還されない場合は、連帯保証人に返還を請求します。）
- (6) 勉学に意欲があり、在学を卒業（在籍課程を修了）する意志があること。ただし、単位制の課程においては、年間18単位以上の単位数を修得し、最短の修業年数で卒業することを目指す者であること。